

三次市教育委員会議案第16号

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成26年5月30日提出

三次市教育委員会教育長 児玉 一基

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令（案）

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱（平成16年三次市教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

所属長は、この訓令に定めるところにより、次に掲げる行為を認めることができる。

- (1) あらかじめ登録した自家用車の公務への使用
- (2) 所属在勤庁が同一である者の同乗

第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第2条中第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 所属長は、この訓令の定めるところにより、必要最小限において、次に掲げる同乗を認めることができる。

- (1) 在勤庁を異にする他所属の者を同乗させること。
- (2) 在勤庁を異にする他所属の者が所有する自家用車へ同乗すること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前にしたこれらの行為は、この訓令の相当規定によって行われた行為とみなす。